**平成２３年（フ）第２７６号**
千葉県松戸市稔台８丁目31番地の１　クレセントコーポⅡ―101号
債務者　舩戸志登美
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第２８７号**
千葉県松戸市新作1342番地　ジュネパレス松戸第31―205号
債務者　近藤　裕介
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第２９５号**
千葉県松戸市五香７丁目27番地の13
債務者　瀧田　福子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第３０７号**
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3535番地の９
債務者　湯原　隆和
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第３１５号**
千葉県柏市旭町４丁目11番12号　コーマス旭102号
債務者　加藤　　緑
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第３３２号**
千葉県鎌ケ谷市東道野辺２丁目６番33号　りんご館203号
債務者　中村　清二
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第３４２号**
千葉県柏市中新宿３丁目２番２号　クレール中新宿202号
債務者　佐藤　廣昭
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第３４７号**
千葉県松戸市牧の原435番地の１　牧の原公団住宅１街区２棟203号
債務者　佐原　勢子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第１８０号**
青森市緑１丁目１番地33
債務者　三浦　有沙
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９０号**
青森市けやき１丁目15番７号
債務者　山田　寛子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１５１号**
沖縄県浦添市勢理客１丁目28番11号
債務者　棚原　　功
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第１８２号**
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇396番地２仲村方
債務者　名嘉真　平
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第１８３号**
沖縄県那覇市牧志２丁目22番31号パラティーノ牧志203
債務者　宮國　和子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第１０２号**
福島県いわき市平上荒川字砂屋戸１番地の33シーサイドパーク203
債務者　米川ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２３年（フ）第１２号**
埼玉県三郷市彦成３丁目10番７―405号
債務者　原田　利枝
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第１６４号**
岡山市北区春日町６番10号　エスプローネ春日町公園605号、旧住所岡山市南区新保685番地13
債務者　大石　厚子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部